防衛省設置法等の一部を改正する法律案新旧対照条文　目次

○　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（第一条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
○　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（第三条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
○　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第四条関係）・・・・・・・・・・・・・・18
○　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第五条関係）・・・・・・・・・・・・・・26
○　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（附則第七条関係）・・・・・・・・・55

○　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（任務） 第三条　防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。 ２～４　（略） （所掌事務） 第四条　防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。 四～三十五　（略） ２　（略） （自衛官の定数） 第六条　自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十四万九千百十一人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）四万五千四百七十一人、航空宇宙自衛隊	（任務） 第三条　防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。 ２～４　（略） （所掌事務） 第四条　防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。 四～三十五　（略） ２　（略） （自衛官の定数） 第六条　自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十四万九千四百三人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）四万五千四百六十二人、航空自衛隊の自

の自衛官（以下「航空宇宙自衛官」という。）四万七千百八十三人並びに自衛隊法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空宇宙自衛官二千六百二十六人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空宇宙自衛官三百四十六人、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空宇宙自衛官千九百六十一人、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空宇宙自衛官五十人並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空宇宙自衛官四百六人を加えた総計二十四万七千百五十四人とする。

（官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係）

第十二条　官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空宇宙幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐するものとする。

（設置）

第十九条　本省に、次の特別の機関を置く。

防衛会議

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空宇宙幕僚監部

衛官（以下「航空自衛官」という。）四万七千百三十一人並びに自衛隊法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官二千四百二十三人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官三百四十三人、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千九百三十六人、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官五十人並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百六人を加えた総計二十四万七千百五十四人とする。

（官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係）

第十二条　官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐するものとする。

（設置）

第十九条　本省に、次の特別の機関を置く。

防衛会議

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空宇宙幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊の部隊及び機関 情報本部 防衛監察本部 ２　（略） （防衛会議） 第十九条の二　（略） ２・３　（略） ４　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。 防衛副大臣 防衛大臣政務官 防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与 事務次官 防衛審議官 官房長及び局長 統合幕僚長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空宇宙幕僚長 情報本部長 防衛装備庁長官 ５・６　（略）	統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関 情報本部 防衛監察本部 ２　（略） （防衛会議） 第十九条の二　（略） ２・３　（略） ４　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。 防衛副大臣 防衛大臣政務官 防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与 事務次官 防衛審議官 官房長及び局長 統合幕僚長 陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長 情報本部長 防衛装備庁長官 ５・６　（略）

（幕僚監部）

第二十条　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空宇宙幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

２・３　（略）

（幕僚長）

第二十一条　統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空宇宙幕僚監部の長を航空宇宙幕僚長とする。

２　統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空宇宙幕僚長は航空宇宙自衛官をもつて充てる。統合幕僚長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

３　（略）

（統合幕僚監部の所掌事務）

第二十二条　統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　所掌事務の遂行に必要な部隊等（第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空宇宙幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の部隊又は機関をいう。以下同じ。）の管理及び運営の調整に関すること。

（幕僚監部）

第二十条　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

２・３　（略）

（幕僚長）

第二十一条　統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

２　統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。統合幕僚長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

３　（略）

（統合幕僚監部の所掌事務）

第二十二条　統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　所掌事務の遂行に必要な部隊等（第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関をいう。以下同じ。）の管理及び運営の調整に関すること。

七～九　（略）

（陸上幕僚監部等の所掌事務）

第二十三条　陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空宇宙幕僚監部は航空宇宙自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

（幕僚副長）

第二十五条　統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空宇宙幕僚監部に航空宇宙幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空宇宙幕僚副長は航空宇宙自衛官をもつて充てる。

２　統合幕僚副長、陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空宇宙幕僚副長は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

七～九　（略）

（陸上幕僚監部等の所掌事務）

第二十三条　陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

（幕僚副長）

第二十五条　統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

２　統合幕僚副長、陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

○　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　部隊 第一節・第二節　（略） 第三節　航空宇宙自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条―第二十一条） 第四節・第五節　（略） 第四章～第九章　（略） 附則	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　部隊 第一節・第二節　（略） 第三節　航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十条―第二十一条） 第四節・第五節　（略） 第四章～第九章　（略） 附則
（定義） 第二条　この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）を含むものとする。	（定義） 第二条　この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）を含むものとする。

2・3　（略）	2・3　（略）
4　この法律において「航空宇宙自衛隊」とは、航空宇宙幕僚監部並びに統合幕僚長及び航空宇宙幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。	4　この法律において「航空自衛隊」とは、航空幕僚監部並びに統合幕僚長及び航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。
5　（略）	5　（略）
（自衛隊の任務）	（自衛隊の任務）
第三条　（略）	第三条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空宇宙自衛隊は主として空及び宇宙においてそれぞれ行動することを任務とする。	3　陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。
（防衛大臣の指揮監督権）	（防衛大臣の指揮監督権）
第八条　防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者を通じて行うものとする。	第八条　防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者を通じて行うものとする。
一　統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の隊務　統合幕僚長	一　統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務　統合幕僚長
二・三　（略）	二・三　（略）
四　航空宇宙幕僚監部の所掌事務に係る航空宇宙自衛隊の隊務　航空宇宙幕僚長	四　航空幕僚監部の所掌事務に係る航空自衛隊の隊務　航空幕僚長
（幕僚長の職務）	（幕僚長の職務）

第九条　統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空宇宙幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、防衛大臣の指揮監督を受け、それぞれ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の隊員の服務を監督する。

2・3　（略）

（統合幕僚長とその他の幕僚長との関係）

第九条の二　統合幕僚長は、前条に規定する職務を行うに当たり、部隊等の運用の円滑化を図る観点から、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空宇宙幕僚長に対し、それぞれ第八条第二号から第四号までに掲げる隊務に関し必要な措置をとらせることができる。

第三節　航空宇宙自衛隊の部隊の組織及び編成

（編成）

第二十条　航空宇宙自衛隊の部隊は、航空総隊、宇宙作戦集団、航空支援集団、航空宇宙教育集団その他の防衛大臣直轄部隊とする。

2・3　（略）

4　宇宙作戦集団は、宇宙作戦集団司令部及び宇宙作戦団その他の直轄部隊から成る。

5　（略）

6　航空宇宙教育集団は、航空宇宙教育集団司令部及び航空団、飛行教育団その他の直轄部隊から成る。

7　（略）

（削る）

第九条　統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、防衛大臣の指揮監督を受け、それぞれ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の服務を監督する。

2・3　（略）

（統合幕僚長とその他の幕僚長との関係）

第九条の二　統合幕僚長は、前条に規定する職務を行うに当たり、部隊等の運用の円滑化を図る観点から、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対し、それぞれ第八条第二号から第四号までに掲げる隊務に関し必要な措置をとらせることができる。

第三節　航空自衛隊の部隊の組織及び編成

（編成）

第二十条　航空自衛隊の部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団その他の防衛大臣直轄部隊とする。

2・3　（略）

（新設）

4　（略）

5　航空教育集団は、航空教育集団司令部及び航空団、飛行教育団その他の直轄部隊から成る。

6　（略）

7　航空開発実験集団は、航空開発実験集団司令部及び飛行開発実験団その他の直轄部隊から成る。

（宇宙作戦集団司令官）

第二十条の三　宇宙作戦集団の長は、宇宙作戦集団司令官とする。

２　宇宙作戦集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、宇宙作戦集団の隊務を統括する。

（航空支援集団司令官）

第二十条の四　（略）

（航空宇宙教育集団司令官）

第二十条の五　航空宇宙教育集団の長は、航空宇宙教育集団司令官とする。

２　航空宇宙教育集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空宇宙教育集団の隊務を統括する。

（削る）

（航空団司令）

第二十条の七　（略）

２　航空宇宙教育集団に属する航空団の航空団司令は航空宇宙教育集団司令官の、航空方面隊に属する航空団の航空団司令は航空方面隊司令官の指揮監督を受け、航空団の隊務を統括する。

（新設）

（航空支援集団司令官）

第二十条の三　（略）

（航空教育集団司令官）

第二十条の四　航空教育集団の長は、航空教育集団司令官とする。

２　航空教育集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空教育集団の隊務を統括する。

（航空開発実験集団司令官）

第二十条の五　航空開発実験集団の長は、航空開発実験集団司令官とする。

２　航空開発実験集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、航空開発実験集団の隊務を統括する。

（航空団司令）

第二十条の七　（略）

２　航空教育集団に属する航空団の航空団司令は航空教育集団司令官の、航空方面隊に属する航空団の航空団司令は航空方面隊司令官の指揮監督を受け、航空団の隊務を統括する。

（部隊の長）

第二十条の八　航空総隊、宇宙作戦集団、航空支援集団、航空宇宙教育集団、航空方面隊及び航空団以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

（航空総隊等の名称等）

第二十一条　航空総隊、宇宙作戦集団、航空支援集団、航空宇宙教育集団、航空方面隊及び航空団（以下「航空総隊等」という。）の名称並びに航空総隊司令部、宇宙作戦集団司令部、航空支援集団司令部、航空宇宙教育集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部（以下「航空総隊司令部等」という。）の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。

２　（略）

（編成）

第二十一条の二　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊の共同の部隊として統合作戦司令部を置く。

２　前項に定めるもののほか、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、情報作戦集団、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、宇宙作戦集団、航空支援集団及び航空宇宙教育集団を除く。）は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

（部隊の長）

第二十条の八　航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空方面隊及び航空団以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

（航空総隊等の名称等）

第二十一条　航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空方面隊及び航空団（以下「航空総隊等」という。）の名称並びに航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部（以下「航空総隊司令部等」という。）の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。

２　（略）

（編成）

第二十一条の二　陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として統合作戦司令部を置く。

２　前項に定めるもののほか、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、情報作戦集団、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。）は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

3　（略）	3　（略）
（特別の部隊の編成）	（特別の部隊の編成）
第二十二条　（略）	第二十二条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空宇宙自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。	3　前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。
（機関）	（機関）
第二十四条　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。	第二十四条　陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。ただし、その一部を置かないことができる。
一～五　（略）	一～五　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項に規定するもののほか、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の機関として捕虜収容所を置くことができる。	3　前二項に規定するもののほか、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として捕虜収容所を置くことができる。
4　前三項に規定するもののほか、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空宇宙自衛隊の機関を置くことができる。	4　前三項に規定するもののほか、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関を置くことができる。
5　第一項及び前二項の機関は、自衛隊の業務遂行上一体的運営を	5　第一項、第三項及び第四項の機関は、自衛隊の業務遂行上一体

図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空宇宙自衛隊の共同の機関として置くことができる。

6　（略）

（学校）

第二十五条　学校においては、隊員に対しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（病院の所掌に係るもの及び第二十七条の二第一項第二号に掲げるものを除く。）を行うとともに、陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の学校、政令で定める航空宇宙自衛隊の学校又は前条第四項の規定に基づき置かれた学校においてはそれぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究（第二十七条の二第一項第三号に掲げるものを除く。）を行う。

2～7　（略）

8　政令で定める航空宇宙自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに当たっては、航空宇宙教育集団司令官の指揮監督を受けるものとする。

（自衛官の階級）

第三十二条　（略）

2　（略）

3　航空宇宙自衛隊の自衛官の階級は、空将、空将補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、准空尉、空曹長、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士及び二等空士とする。

（他の隊員についての依頼等の規制）

的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができる。

6　（略）

（学校）

第二十五条　学校においては、隊員に対しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（病院の所掌に係るもの及び第二十七条の二第一項第二号に掲げるものを除く。）を行うとともに、陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の学校、政令で定める航空自衛隊の学校又は前条第四項の規定に基づき置かれた学校においてはそれぞれ各種部隊の運用等に関する調査研究（第二十七条の二第一項第三号に掲げるものを除く。）を行う。

2～7　（略）

8　政令で定める航空自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに当たっては、航空教育集団司令官の指揮監督を受けるものとする。

（自衛官の階級）

第三十二条　（略）

2　（略）

3　航空自衛隊の自衛官の階級は、空将、空将補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、准空尉、空曹長、一等空曹、二等空曹、三等空曹、空士長、一等空士及び二等空士とする。

（他の隊員についての依頼等の規制）

第六十五条の二　（略）

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空宇宙幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空宇宙自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）又は次のイ若しくはハに該当する隊員であつた者に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ～ハ　（略）

二　（略）

３・４　（略）

（就職の援助）

第六十五条の十　防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助及び第六十五条の二第二項第一号イ又はハに該当する隊員であつた者の離職後その年齢が六十五年に達するまでの間の就職の援助を行う。

２　（略）

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条　自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

第六十五条の二　（略）

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関に置かれる組織であつて第六十五条の十第一項に規定する就職の援助に関する事務を処理するものに属する隊員のうちから防衛大臣が指定する者が若年定年等隊員（次のイからハまでのいずれかに該当する隊員をいう。以下同じ。）に係る当該就職の援助を目的として行う場合

イ～ハ　（略）

二　（略）

３・４　（略）

（隊員の離職に際しての援助）

第六十五条の十　防衛大臣は、若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助を行う。

２　（略）

（部内の秩序維持に専従する者の権限）

第九十六条　自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一　自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空宇宙幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二・三　（略）

2・3　（略）

別表第一（第十四条関係）

方面隊、師団及び旅団の名称	方面総監部、師団司令部及び旅団司令部	
	名称	所在地
北部方面隊	北部方面総監部	札幌市
東北方面隊	東北方面総監部	仙台市
東部方面隊	東部方面総監部	東京都
中部方面隊	中部方面総監部	伊丹市
西部方面隊	西部方面総監部	熊本市
第一師団	第一師団司令部	東京都
第二師団	第二師団司令部	旭川市
第三師団	第三師団司令部	伊丹市
第四師団	第四師団司令部	春日市
第五旅団	第五旅団司令部	帯広市
第六師団	第六師団司令部	東根市
第七師団	第七師団司令部	千歳市
第八師団	第八師団司令部	熊本市

一　自衛官並びに統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下この号において「自衛官等」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の自衛官等に対する犯罪その他自衛官等の職務に関し自衛官等以外の者の犯した犯罪

二・三　（略）

2・3　（略）

別表第一（第十四条関係）

方面隊、師団及び旅団の名称	方面総監部、師団司令部及び旅団司令部	
	名称	所在地
北部方面隊	北部方面総監部	札幌市
東北方面隊	東北方面総監部	仙台市
東部方面隊	東部方面総監部	東京都
中部方面隊	中部方面総監部	伊丹市
西部方面隊	西部方面総監部	熊本市
第一師団	第一師団司令部	東京都
第二師団	第二師団司令部	旭川市
第三師団	第三師団司令部	伊丹市
第四師団	第四師団司令部	春日市
第五旅団	第五旅団司令部	帯広市
第六師団	第六師団司令部	東根市
第七師団	第七師団司令部	千歳市
第八師団	第八師団司令部	熊本市

第九師団	第九師団司令部	青森市
第十師団	第十師団司令部	名古屋市
第十一旅団	第十一旅団司令部	札幌市
第十二旅団	第十二旅団司令部	群馬県北群馬郡榛東村
第十三旅団	第十三旅団司令部	広島県安芸郡海田町
第十四旅団	第十四旅団司令部	善通寺市
第十五師団	第十五師団司令部	那覇市

別表第三（第二十一条関係）

航空総隊等の名称	航空総隊司令部等		
	名称	所在地	
航空総隊	航空総隊司令部	東京都	
宇宙作戦集団	宇宙作戦集団司令部	東京都	
航空支援集団	航空支援集団司令部	東京都	
航空宇宙教育集団	航空宇宙教育集団司令部	浜松市	
北部航空方面隊	北部航空方面隊司令部	三沢市	
中部航空方面隊	中部航空方面隊司令部	狭山市	
西部航空方面隊	西部航空方面隊司令部	春日市	
南西航空方面隊	南西航空方面隊司令部	那覇市	
第一航空団	第一航空団司令部	浜松市	
第二航空団	第二航空団司令部	千歳市	
第三航空団	第三航空団司令部	三沢市	
第四航空団	第四航空団司令部	東松島市	
第五航空団	第五航空団司令部	宮崎県児湯郡新富町	
第六航空団	第六航空団司令部	小松市	

第九師団	第九師団司令部	青森市
第十師団	第十師団司令部	名古屋市
第十一旅団	第十一旅団司令部	札幌市
第十二旅団	第十二旅団司令部	群馬県北群馬郡榛東村
第十三旅団	第十三旅団司令部	広島県安芸郡海田町
第十四旅団	第十四旅団司令部	善通寺市
第十五旅団	第十五旅団司令部	那覇市

別表第三（第二十一条関係）

航空総隊等の名称	航空総隊司令部等		
	名称	所在地	
航空総隊	航空総隊司令部	東京都	
航空支援集団	航空支援集団司令部	東京都	
航空教育集団	航空教育集団司令部	浜松市	
航空開発実験集団	航空開発実験集団司令部	東京都	
北部航空方面隊	北部航空方面隊司令部	三沢市	
中部航空方面隊	中部航空方面隊司令部	狭山市	
西部航空方面隊	西部航空方面隊司令部	春日市	
南西航空方面隊	南西航空方面隊司令部	那覇市	
第一航空団	第一航空団司令部	浜松市	
第二航空団	第二航空団司令部	千歳市	
第三航空団	第三航空団司令部	三沢市	
第四航空団	第四航空団司令部	東松島市	
第五航空団	第五航空団司令部	宮崎県児湯郡新富町	
第六航空団	第六航空団司令部	小松市	

第七航空団	第七航空団司令部	小美玉市
第八航空団	第八航空団司令部	福岡県築上郡築上町
第九航空団	第九航空団司令部	那覇市

第七航空団	第七航空団司令部	小美玉市
第八航空団	第八航空団司令部	福岡県築上郡築上町
第九航空団	第九航空団司令部	那覇市

○　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第三（第十六条、第十七条関係） 省 （略） 防衛省	別表第三（第十六条、第十七条関係） 省 （略） 防衛省
副大臣の定数 （略） 二人	副大臣の定数 （略） 一人
大臣政務官の定数 （略） 二人	大臣政務官の定数 （略） 二人

○　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（号俸の決定基準等） 第五条　新たに職員（常勤の防衛大臣政策参与、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員、自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）並びに同法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（次条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。第九条及び別表第二において「再任用職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときの号俸の決定基準については、政令で定める。 一　（略） 二　陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空宇宙自衛隊の自衛官（以下「航空宇宙自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空宇宙自衛官となり、又は航空宇宙自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合 三～五　（略） ２～５　（略）	（号俸の決定基準等） 第五条　新たに職員（常勤の防衛大臣政策参与、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員、自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）並びに同法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（次条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。第九条及び別表第二において「再任用職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときの号俸の決定基準については、政令で定める。 一　（略） 二　陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合 三～五　（略） ２～５　（略）

（若年定年退職者給付金の支給）

第二十七条の二　自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。次項、第二十七条の四第一項並びに第二十七条の八第一項及び第二項第二号において同じ。）としての在職期間が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者（第二十七条の十一第三項及び第二十七条の十四第一項において「長期在職自衛官」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下「若年定年退職者」という。）には、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員（これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。）となつたときは、この限りでない。

一　定年（自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年（以下「自衛官以外の職員の定年」という。）以上であるものを除く。以下この項及び第二十七条の十四第一項において「若年定年」という。）に達したことにより退職した者

二・三　（略）

2　前項の在職期間は、自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間（当該期間が二以上あるときは、これらの期間を合算した期間）とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、初めて自衛官となつた日から当該各号に定める日（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める日のうち最も遅い日）までの期間（自衛官であつた期間に限る。）を除く。

（若年定年退職者給付金の支給）

第二十七条の二　自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七条の四第一項並びに第二十七条の八第一項第一号及び第二項第二号において同じ。）としての引き続いた在職期間（同条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。）が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者（第二十七条の十一第三項及び第二十七条の十四第一項において「長期在職自衛官」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下「若年定年退職者」という。）には、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員（これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。）となつたときは、この限りでない。

一　定年（自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年（以下「自衛官以外の職員の定年」という。）以上であるものを除く。以下この条及び第二十七条の十四第一項において「若年定年」という。）に達したことにより退職した者

二・三　（略）

（新設）

一　在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、自衛隊法第三十八条第二項の規定により失職した場合　その失職した日

二　在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を受けた場合　その処分を受けた日

（給付金の支給時期及び額）

第二十七条の三　（略）

２　第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額（退職の日において休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合には、その最高の号俸による額とする。次条において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じて得た額に第一回目の給付金にあつては二・五七一を、第二回目の給付金にあつては六・四二九をそれぞれ乗じて得た額に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする。

３　前条第一項第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、その者に係る定年に達す

（給付金の支給時期及び額）

第二十七条の三　（略）

２　第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額（退職の日において休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合には、その最高の号俸による額とする。次条において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じて得た額に第一回目の給付金にあつては一・七一四を、第二回目の給付金にあつては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする。

３　前条第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、その者に係る定年に達する日の

る日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額とする。

（所得による給付金の額の調整等）

第二十七条の四　若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。）からその者に係る俸給月額に九を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超え、支給調整上限額（その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に二・五七一を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額とする。

２～４　（略）

（給付金の支払の差止め）

第二十七条の八　若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、当該若年定年退職者が次の各号のいずれ

翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額とする。

（所得による給付金の額の調整等）

第二十七条の四　若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。）からその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超え、支給調整上限額（その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に一・七一四を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額とする。

２～４　（略）

（給付金の支払の差止め）

第二十七条の八　若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、当該若年定年退職者が次の各号のいずれ

かに該当するときは、給付金管理者（当該若年定年退職者の退職の日においてその者に対し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を行う権限を有していた者をいう。以下同じ。）は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うものとする。

一　（略）

二　当該若年定年退職者が在職期間（自衛官となつた日から自衛官を退職した日までの期間（第二十七条の二第二項ただし書に規定する期間を除く。）をいう。以下この条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2～7　（略）

（審議会等への諮問）

第三十条　防衛大臣は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二第一項の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による防衛省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第四項（第二十七条の十一第十項において準用する場合を含む。）の規定に定める処分の理由の通知若しくは弁明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附　則

1～11　（略）

かに該当するときは、給付金管理者（当該若年定年退職者の退職の日においてその者に対し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を行う権限を有していた者をいう。以下同じ。）は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うものとする。

一　（略）

二　当該若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2～7　（略）

（審議会等への諮問）

第三十条　防衛大臣は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による防衛省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第四項（第二十七条の十一第十項において準用する場合を含む。）の規定に定める処分の理由の通知若しくは弁明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附　則

1～11　（略）

12　当分の間、定年が年齢六十年に満たないとされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一項第一号及び第二十七条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の二第一項第一号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第二十七条の三第二項	（略）	得た額とする
	（略）	得た額とし、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第三回目の給付金にあつては一・八四を、第四回目の給付金にあつては二・七六をそれぞれ乗じて得た額に、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の支給される時期並びに後期算定基礎期間の年数を勘案して一を超えな

12　当分の間、定年が年齢六十年に満たないとされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一号及び第二十七条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の二第一号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第二十七条の三第二項	（略）	得た額とする
	（略）	得た額とし、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第三回目の給付金にあつては一・三八を、第四回目の給付金にあつては二・〇七をそれぞれ乗じて得た額に、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の支給される時期並びに後期算定基礎期間の年数を勘案して一を超えな

（略）	（略）
（略）	（略）
い範囲内でそれぞれ後期算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする	（略）

13　当分の間、定年が年齢六十年以上とされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一項第一号、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の二第一項第一号	（略）	（略）	
第二十七条の三第二項	二・五七一	六・四二九	一・八四	二・七六
第二十七条の四第一項	九	二・五七一	四・六	一・八四

14　（略）

（略）	（略）
（略）	（略）
い範囲内でそれぞれ後期算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする	（略）

13　当分の間、定年が年齢六十年以上とされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一号、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の二第一号	（略）	（略）	
第二十七条の三第二項	一・七一四	四・二八六	一・三八	二・〇七
第二十七条の四第一項	六	一・七一四	三・四五	一・三八

14　（略）

15　附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四から第二十七条の七まで、第二十七条の九及び第二十七条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の四第一項	九	二・五七一	（略）
（略）	四・六	一・八四	（略）

16・17　（略）

15　附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四から第二十七条の七まで、第二十七条の九及び第二十七条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の四第一項	六	一・七一四	（略）
（略）	三・四五	一・三八	（略）

16・17　（略）

○　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（給付金の支給時期及び額） 第二十七条の三　給付金は、三回に分割し、防衛省令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に第二回目の給付金を、その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年（その者の定年に達する日から自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年までの期間が一年以内である場合には、同日の属する年の翌年。以下同じ。）の防衛省令で定める月に第三回目の給付金をそれぞれ支給する。 ２　第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第三回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額（退職の日において休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合には、その最高の号俸による額とする。次条において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じ	（給付金の支給時期及び額） 第二十七条の三　給付金は、二回に分割し、防衛省令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給する。 ２　第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額（退職の日において休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合には、その最高の号俸による額とする。次条において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じて得た額に第一回目

て得た額に第一回目の給付金にあつては二・二五を、第二回目の給付金にあつては四・五を、第三回目の給付金にあつては二・二五をそれぞれ乗じて得た額とする。

3　前条第一項第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第三回目の給付金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、その者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額とする。

（所得による給付金の額の調整等）

第二十七条の四　若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。）からその者に係る俸給月額に九を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超え、支給調整上限額（その者に係る給与年額調整額（その者に係る給与年額相当額にその者に係る退職前五年間の各年における俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、特地勤務手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当、勤勉手当及び寒冷地手当の合計額のうちの給付金にあつては二・五七一を、第二回目の給付金にあつては六・四二九をそれぞれ乗じて得た額に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする。

3　前条第一項第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、その者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額とする。

（所得による給付金の額の調整等）

第二十七条の四　若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。）からその者に係る俸給月額に九を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超え、支給調整上限額（その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に二・五七一を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその

当該期間内において最も高い額として政令で定めるところにより計算した額を加えた額（第二号及び第四項第二号において「加算調整上限額」という。）までの範囲内において政令で定めるところにより計算した額に相当する額をいう。以下同じ。）からその者に係る俸給月額に三を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額から支給調整額（第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に〇・七五を乗じて得た額をいう。第三項第一号において同じ。）を減じた額とする。

一　前条第二項の規定により計算した給付金の合計額

二　前号に掲げる額にその者に係る加算調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額を算定調整額（その者に係る加算調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額をいう。第四項第二号において同じ。）で除して得た率を乗じて得た額

２　（略）

３　第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の退職の翌年における所得金額が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、当該各号に定める金額を返納しなければならない。

一　その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額調整額に満たない場合　支給調整額からその者に係る前条第二項又は第三項の規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額を減じた額に相当する金額

者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額とする。

２　（略）

３　第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の退職の翌年における所得金額が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、当該各号に定める金額を返納しなければならない。

一　その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に、その者の退職の翌年における所得金額からその者に係る支給調整上限額を減じた額をその者に係る給与年額相当額からその者に係る支給調整上限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額に相当する金額

二　その者に係る給与年額調整額以上である場合　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する金額

4　若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年におけるその者の所得金額（第二号及び次項において単に「所得金額」という。）が支給調整下限額を超え、給与年額調整額に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第三回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第三回目の給付金の額に相当する額から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に〇・二五を乗じて得た額を減じた額とする。

一　前条第二項の規定により計算した給付金の合計額

二　前号に掲げる額にその者に係る加算調整上限額から所得金額を減じた額を算定調整額で除して得た率を乗じて得た額

5　所得金額がその者に係る給与年額調整額以上である場合には、前条第一項の規定にかかわらず、第三回目の給付金は、支給しない。

6　前各項に規定する所得金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額と同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額（防衛省令で定めるものを除く。）との合計額を同項に規定する給与所得の金額と仮定した場合において当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する金額とする。ただし、退職の翌年の途中から就業した若年定年退職者その他の政令で定める者については、その金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

二　その者に係る給与年額相当額以上である場合　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する金額

（新設）

（新設）

4　前三項に規定する所得金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に規定する事業所得の金額と同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額との合計額を同項に規定する給与所得の金額と仮定した場合において当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する金額とする。ただし、退職の翌年の途中から就業した若年定年退職者その他の政令で定める者については、その金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

（給付金の支給時期の特例等）

第二十七条の五　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金（第一回目及び第二回目のものに限る。）について、防衛省令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に、次項の規定により計算した額の給付金を支給する。

2　前項の規定により若年定年退職者に支給する給付金の額は、その者が第二十七条の三第一項の規定により給付金の支給を受けると仮定した場合において受けるべき第一回目の給付金の額と第二回目の給付金の額との合計額に相当する額とする。ただし、退職の翌年におけるその者の所得金額（前条第六項の規定により計算した所得金額をいう。以下同じ。）がその者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額調整額に満たない場合には、この項本文に規定する第一回目の給付金の額から、その者を第一回目の給付金の支給を受けた者とみなして前条第三項の規定を適用した場合にその者が返納すべき金額に相当する額を減じた額とする。

3　第一項の規定による申出をした者の退職の翌年における所得金額がその者に係る給与年額調整額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給付金は、支給しない。

（所得の届出等）

第二十七条の六　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、次の各号に掲げる日までに、

（給付金の支給時期の特例等）

第二十七条の五　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金について、防衛省令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に、次項に規定する額の給付金を支給する。

2　前項の規定により若年定年退職者に支給する給付金の額は、その者が第二十七条の三第一項の規定により給付金の支給を受けると仮定した場合において受けるべき第一回目の給付金の額と第二回目の給付金の額との合計額に相当する額とする。ただし、退職の翌年におけるその者の所得金額（前条第四項に規定する所得金額をいう。以下同じ。）がその者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合には、本文に規定する第一回目の給付金の額から、その者を第一回目の給付金の支給を受けた者とみなして前条第三項の規定を適用した場合にその者が返納すべき金額に相当する額を減じた額とする。

3　第一項の規定による申出をした者の退職の翌年における所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給付金は、支給しない。

（所得の届出等）

第二十七条の六　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、その者の退職した日の属する

防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日　防衛省令で定める書類を添えて、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出ること。

二　その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める日　防衛省令で定める書類を添えて、当該年の前年における所得に関する事項を届け出ること。

2　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなくて、当該届出をしないときは、防衛大臣は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3　第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をなすべき者（前項に規定する者を除く。）が、正当な理由がなくて、当該届出をしないときは、防衛大臣は、前条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

4　第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出をなすべき者が、正当な理由がなくて、当該届出をしないときは、防衛大臣は、第三回目の給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

5　防衛大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならない。

年の翌々年の防衛省令で定める日までに、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、防衛省令で定める書類を提出しなければならない。

2　前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなくて、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、防衛大臣は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3　第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者（前項に規定する者を除く。）が、正当な理由がなくて、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、防衛大臣は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

（新設）

4　防衛大臣は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならない。

第二十七条の七　削除

（給付金の追給）

第二十七条の七　退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数（以下「平均所得算定基礎年数」という。）が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額（退職後の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額）をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額（以下「平均所得金額」という。）がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。）が、防衛省令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2　前項の規定により若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）に追給する給付金の額は、その者の平均所得金額についての次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　その者に係る支給調整上限額未満である場合　その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額

イ　その者に係る給与年額相当額以上であるとき　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額に、その者を第二十七条の三第一項の規定により第二回目の給付金の支給を受けることができる者と、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とそれぞれみなして同条第二

項若しくは第三項又は第二十七条の四第一項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる第二回目の給付金の額に相当する額を加えた額

ロ　その者に係る給与年額相当額未満であるとき　イに定める額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額（その者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合には、支給を受けた給付金の額からその返納をした額を減じた額に相当する額）を減じた額

二　その者に係る支給調整上限額以上である場合　その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額

イ　その者に係る給与年額相当額以上であるとき　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合にその者が返納をしなければならない金額に相当する額を減じた額

ロ　その者に係る給与年額相当額未満であるとき　イに定める額から、その者の支給を受けた給付金の額からその者が第二十七条の四第三項の規定により返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額

3　第一項の規定により若年定年退職者であつて第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものに追給する給付金の額は、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給付金の額に相当する額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額を減じた額とする。

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の給付金の不支給）

第二十七条の九　若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

一　第一回目の給付金が支払われる前に刑事事件（その者が退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。以下この項において同じ。）に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六条第二項の規定による免職の処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合　第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第三回目の給付金

二　第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合　第二回目の給付金及び第三回目の給付金

三　第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後第三回目の給付金が支払われる前に刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合　第三

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の給付金の不支給）

第二十七条の九　若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

一　第一回目の給付金が支払われる前に刑事事件（その者が退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。以下この項において同じ。）に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六条第二項の規定による免職の処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合　第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

二　第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合　第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

三　第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による給付金が支払われる前に刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をした

回目の給付金

2～5　（略）

（若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い）

第二十七条の十一　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一　第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第三回目の給付金を同条第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二　第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第二回目の給付金及び第三回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

三　第二回目の給付金の支給を受けた後第三回目の給付金の支給

と認められた場合　同項の規定による給付金

2～5　（略）

（若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い）

第二十七条の十一　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一　第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額の第一回目の給付金及びこれらの規定に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を第二十七条の三第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二　第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

（新設）

を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項の規定により計算した額の第三回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

2　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一　退職した日の属する年に死亡した場合　第二十七条の五第二項本文の規定により計算した額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。

二　第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合　同条第二項の規定により計算した額の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

3　（略）

4　第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める第二回目の給付金は、支給しない。

5　第一項第三号に該当する若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年におけるその者の所得金額がその者に係る給与年額調整額以上である場合には、同項の規

2　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一　退職した日の属する年に死亡した場合　第二十七条の五第二項本文に規定する額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。

二　第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合　その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

3　（略）

4　第一項各号のいずれかに該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める第二回目の給付金は、支給しない。

（新設）

定にかかわらず、同号に定める第三回目の給付金は、支給しない。

6　第二項第二号に該当する若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る給与年額調整額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める給付金は、支給しない。

7　第一項第一号に該当する若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合には、同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者は、当該若年定年退職者を当該第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額を返納しなければならない。

8　前項の規定は、第一項第二号に該当する若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合について準用する。この場合において、前項中「同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者」とあるのは、「その者の相続人」と読み替えるものとする。

（削る）

5　第二項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める給付金は、支給しない。

6　第一項第一号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合には、同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者は、当該若年定年退職者を当該第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者と、当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれぞれみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額を返納しなければならない。

7　前項の規定は、第一項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合について準用する。この場合において、前項中「同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者」とあるのは、「その者の相続人」と読み替えるものとする。

8　退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、その者に係る平均所得算定基礎年数が二年以上ある若年定年退職者が、第二回目の給付金若しくは第二十七条の五第一項の規定による給付金が支給され、又は第二十七条の四第二項若しくは第二十七条の五第三項の規定により第二回目の給付金若しくは同条第一項の規定による給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による請求を行う前に死亡した場合において、その者の平均所得金額がその者の退職の翌年におけ

（削る）

9　第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者（退職した日の属する年に死亡した若年定年退職者に係る給付金の支給を受けることができる者を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日」とあるのは「防衛省令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定年退職者の退職の翌年」と、同項第二号中「その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める日」とあるのは「防衛省令で定める日」と、「当該年の前年」とあるのは「若年定年退職者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の相続人であるもの」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の十一第九項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金又は同条第二項の規定による給付金」と読み替えるものとする。

（遺族等への支払の差止め等）

第二十七条の十二　（略）

る所得金額を下回ることとなつたとき（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上であるときを除く。）は、その者の遺族（請求することができる遺族がないときは、相続人）は、自己の名で、給付金の追給を請求することができる。

9　第二十七条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定による請求をした者に対し追給する給付金の額について準用する。

10　第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者（退職した日の属する年に死亡した若年定年退職者に係る給付金の支給を受けることができる者を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日」とあるのは「防衛省令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定年退職者の退職の翌年以降の各年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二十七条の十一第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金又は同条第二項の規定による給付金」と読み替えるものとする。

（遺族等への支払の差止め等）

第二十七条の十二　（略）

2～10　（略）

11　第六項の規定による処分が行われたときは、前条第七項並びに同条第九項において準用する第二十七条の六第一項及び第二項の規定は、当該処分を受けた遺族等については、適用しない。

（給付金受給者の相続人からの給付金相当額の納付）

第二十七条の十三　（略）

2　給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十七条の十第四項又は前条第八項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十七条の十第一項又は前条第六項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合、当該若年定年退職者の遺族若しくは相続人が第二十七条の十一第七項の規定による返納をした場合若しくは同条第九項において準用する第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第八項において準用する同条第七項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2～10　（略）

11　第六項の規定による処分が行われたときは、前条第六項並びに同条第十項において準用する第二十七条の六第一項及び第二項の規定は、当該処分を受けた遺族等については、適用しない。

（給付金受給者の相続人からの給付金相当額の納付）

第二十七条の十三　（略）

2　給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十七条の十第四項又は前条第八項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十七条の十第一項又は前条第六項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合、当該若年定年退職者の遺族若しくは相続人が第二十七条の十一第六項の規定による返納をした場合若しくは同条第十項において準用する第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第七項において準用する同条第六項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3　給付金の受給者（若年定年退職者であるものに限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第二十七条の八第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第八項において準用する同条第七項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額。次項及び第五項において同じ。）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4～8　（略）

9　第一項の規定による処分が行われたときは第二十七条の十一第八項の規定、第二項から第五項までの規定による処分が行われたときは既に同条第八項において準用する同条第七項の規定による返納がなされた場合を除き同条第八項の規定は、当該処分を受けた相続人については、適用しない。

（審議会等への諮問）

3　給付金の受給者（若年定年退職者であるものに限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第二十七条の八第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第七項において準用する同条第六項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額。次項及び第五項において同じ。）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4～8　（略）

9　第一項の規定による処分が行われたときは第二十七条の十一第七項の規定、第二項から第五項までの規定による処分が行われたときは既に同条第七項において準用する同条第六項の規定による返納がなされた場合を除き同条第七項の規定は、当該処分を受けた相続人については、適用しない。

（審議会等への諮問）

第三十条　防衛大臣は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二第一項の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による防衛省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第五項（第二十七条の十一第九項において準用する場合を含む。）の規定に定める処分の理由の通知若しくは弁明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附　則

1～11　（略）

12　当分の間、定年が年齢六十年に満たないとされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一項第一号及び第二十七条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十七条の三第一項	三回に	退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から年齢六十年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「前期算定基礎期間」という。）に係るものを三回に

第三十条　防衛大臣は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二第一項の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による防衛省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第四項（第二十七条の十一第十項において準用する場合を含む。）の規定に定める処分の理由の通知若しくは弁明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附　則

1～11　（略）

12　当分の間、定年が年齢六十年に満たないとされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一項第一号及び第二十七条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十七条の三第一項	二回に	退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から年齢六十年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「前期算定基礎期間」という。）に係るものを二回に

（略）	第二回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（以下単に「第二回目の給付金」という。）	（略）
	第三回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第三回目の給付金（以下単に「第三回目の給付金」という。）	支給し、年齢六十年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「後期算定基礎期間」という。）に係るものを三回に分割し、防衛省令で定める月であってその者の年齢六十年に達する日の翌日の属する月後最初に到来するものに後期算定基礎期間に係る第一回目の給付金（同項及び第三項において「第四回目の給付金」という。）を、その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する年の翌々年の防衛省令で定め

（略）	第二回目の給付金	前期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（以下単に「第二回目の給付金」という。）	（略）
			支給し、年齢六十年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間（以下この項及び次項において「後期算定基礎期間」という。）に係るものを二回に分割し、防衛省令で定める月であってその者の年齢六十年に達する日の翌日の属する月後最初に到来するものに後期算定基礎期間に係る第一回目の給付金（同項及び第三項において「第三回目の給付金」という。）を、その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する年の翌々年の防衛省令で定め

	る月に後期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（次項及び第三項において「第五回目の給付金」という。）を、その者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の防衛省令で定める月に後期算定基礎期間に係る第三回目の給付金（次項及び第三項において「第六回目の給付金」という。）をそれぞれ支給する	第二十七条の三第二項	
	次条において	算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）	
	以下	前期算定基礎期間	

	る月に後期算定基礎期間に係る第二回目の給付金（次項及び第三項において「第四回目の給付金」という。）をそれぞれ支給する	第二十七条の三第二項	
	次条において	算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）	
	以下	前期算定基礎期間	

第二十七条の三第三項	第三回目の給付金	得た額とする
第三回目の給付金並びに第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金	得た額とし、第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第四回目の給付金にあつては一・一五を、第五回目の給付金にあつては二・三を、第六回目の給付金にあつては一・一五をそれぞれ乗じて得た額とする	

13　当分の間、定年が年齢六十年以上とされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一項第一号、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

第二十七条の三第三項	第二回目の給付金	算定基礎期間の	得た額とする
第二回目の給付金並びに第三回目の給付金及び第四回目の給付金	前期算定基礎期間の	得た額とし、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額に後期算定基礎期間の年数を乗じて得た額に第三回目の給付金にあつては一・八四を、第四回目の給付金にあつては二・七六をそれぞれ乗じて得た額に、第三回目の給付金及び第四回目の給付金の支給される時期並びに後期算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ後期算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする	

13　当分の間、定年が年齢六十年以上とされている若年定年退職者に対する第二十七条の二第一項第一号、第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第二十七条の三第二項	二・二五	四・五	二・三
第二十七条の四第一項	（略）	三を	一・五三三三三を

14　附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三項及び第四項、第二十七条の六第一項第二号及び第二項から第四項まで並びに第二十七条の十一第九項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の三第一項	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
第二十七	第二回目の給付	第二回目の給付金（附則第十二

に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第二十七条の三第二項	二・五七一	六・四二九	二・七六
第二十七条の四第一項	（略）	二・五七一	一・八四

14　附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四第一項及び第三項、第二十七条の六第二項及び第三項並びに第二十七条の七第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（新設）	（新設）	（新設）
第二十七	第二回目の給付	第二回目の給付金（附則第十二

条の四第一項	金の額は、これら	項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第二回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項	
第二十七条の四第三項	第一回目の給付金	第一回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する第一回目の給付金をいう。以下同じ。）	
第二十七条の四第四項	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年	
	第三回目の給付金の額は、これら	第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第三回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項	
第二十七条の六第一項第二	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年	

条の四第一項	金の額は、これら	項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第二回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項	
第二十七条の四第三項	第一回目の給付金	第一回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する第一回目の給付金をいう。以下同じ。）	
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

号			
	第二十七条の六第二項	第二回目の給付金	第二回目の給付金、第三回目の給付金、第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。）、第五回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第五回目の給付金をいう。以下同じ。）及び第六回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第六回目の給付金をいう。以下同じ。）
	第二十七条の六第三項	前条第一項	前期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。）及び後期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えら

	第二十七条の六第二項	及び	、第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する第三回目の給付金をいう。）、第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。）並びに前期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。次項において同じ。）及び後期算定基礎期間（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。次項において同じ。）に係る
	第二十七条の六第三項	前条第一項	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る前条第一項

		れた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。）に係る前条第一項
第二十七条の六第四項	第三回目の給付金	第三回目の給付金、第四回目の給付金、第五回目の給付金及び第六回目の給付金
第二十七条の十一第九項	（略）	（略）

15　附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四から第二十七条の六まで、第二十七条の九及び第二十七条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七条の四第一項	（略）	三を	（略）	一・五三三三三三を

15　附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四から第二十七条の七まで、第二十七条の九及び第二十七条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		次条第一項	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る次条第一項
第二十七条の七第一項	（新設）	（新設）
	（略）	（略）

第二十七条の四第一項	（略）	二・五七一	（略）	一・八四

		第二回目の給付金の額は、これら	第二回目の給付金の額に	（略）	（略）	第五回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第五回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
第二十七条の四第二項				（略）	第二回目の給付金	第五回目の給付金
第二十七条の四第三項					第一回目の給付金の支給	第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。）の支給
	退職の翌年					六十一歳の年

		第二回目の給付金の額は、これら	第二回目の給付金の額に	（略）	（略）	第四回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
第二十七条の四第二項				（略）	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の四第三項					第一回目の給付金の支給	第三回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する第三回目の給付金をいう。以下同じ。）の支給
	退職の翌年					六十一歳の年

	第二回目の給付金の額	第五回目の給付金の額
	第一回目の給付金の額	第四回目の給付金の額
第二十七条の四第四項	第三回目の給付金の額は、これら	第六回目の給付金（附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第六回目の給付金をいう。以下同じ。）の額は、附則第十二項の規定により読み替えられた同条第二項及び第三項
	第三回目の給付金の額に	第六回目の給付金の額に
第二十七条の四第五項	第三回目の給付金	第六回目の給付金
第二十七条の四第六項	（略）	（略）
第二十七	第一回目及び第	第四回目及び第五回目

		（新設）
	第一回目の給付金の額	（新設）
	第三回目の給付金の額	（新設）
第二十七条の四第四項	（略）	（略）
第二十七	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日

条の五第一項	二回目		
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日	
第二十七条の五第二項	第一回目の給付金	第四回目の給付金	
	第二回目の給付金	第五回目の給付金	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	
第二十七条の六第一項第一号	（略）	（略）	
第二十七条の六第二項	第一回目の給付金	第四回目の給付金	
	第二回目の給付金	第五回目の給付金	
第二十七	第三回目の給付	第六回目の給付金	

条の五第一項			
第二十七条の五第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金	
	第二回目の給付金	第四回目の給付金	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	
第二十七条の六第一項	（略）	（略）	
第二十七条の六第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金	
	第二回目の給付金	第四回目の給付金	
（新設）	（新設）	（新設）	

条の六第四項	金	
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
第二十七条の九第一項	第一回目の給付金	第四回目の給付金
	第二回目の給付金	第五回目の給付金
	第三回目の給付金	第六回目の給付金
第二十七条の九第	第一回目の給付金	第四回目の給付金

		第二十七条の七第一項
	退職の翌年	退職の翌年
	六十一歳の年	六十一歳の年
第二十七条の七第二項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二十七条の九第一項及び第五項	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
（新設）	（新設）	（新設）

五項	第二回目の給付金	第五回目の給付金	第二十七条の十一第一項	第一回目の給付金	第四回目の給付金	第二回目の給付金	第五回目の給付金
				第二回目の給付金	第五回目の給付金	第三回目の給付金	第六回目の給付金
				第三回目の給付金	第六回目の給付金		
（略）	（略）	（略）	（略）				
第二十七条の十一第四項	退職の翌年	六十一歳の年	第二十七条の十一第五項	第二回目の給付金	第三回目の給付金		
	第二回目の給付金	第五回目の給付金					
	第三回目の給付金	第六回目の給付金					
第二十七条の十一	退職の翌年	六十一歳の年					

	（新設）	（新設）	第二十七条の十一第一項	第一回目の給付金	第三回目の給付金	第二回目の給付金	第四回目の給付金
				退職の翌年	六十一歳の年		
				第二回目の給付金	第四回目の給付金		
（略）	（略）	（略）	（略）				
第二十七条の十一第四項	第二回目の給付金	第四回目の給付金					
	金						
（新設）	（新設）	（新設）					
第二十七条の十一	第一回目の給付金	第三回目の給付金					

第六項			
（削る）	（削る）	（削る）	
第二十七条の十一第七項及び第八項	退職の翌年	第一回目の給付金	六十一歳の年	第四回目の給付金
第二十七条の十一第九項	（略）	（略）	（略）
	第一回目の給付金	第四回目の給付金
	第二回目の給付金	第五回目の給付金

16・17（略）

第六項			
退職の翌年	六十一歳の年	第三回目の給付金
第二十七条の十一第七項	第一回目の給付金	
第二十七条の十一第八項	退職の翌年	六十一歳の年	第四回目の給付金
第二十七条の十一第十項	（略）	（略）
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	第二回目の給付金	第四回目の給付金

16・17（略）

○　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（都道府県協議会の組織） 第三十八条　（略） ２・３　（略） ４　委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。 一　（略） 二　防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空宇宙自衛隊に所属する者 三～八　（略） ５～８　（略）	（都道府県協議会の組織） 第三十八条　（略） ２・３　（略） ４　委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。 一　（略） 二　防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者 三～八　（略） ５～８　（略）